

千葉市公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年1月27日

千葉市長 熊谷俊人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和2年度千葉市新港清掃工場溶融不適物ほか売払契約（単価契約）

(2) 場所 千葉市美浜区新港226番地1 千葉市新港清掃工場

(3) 売払品の品目及び年間予定数量

① 溶融炉傾動メタル（粒状）混合溶融不適物 650t

（うち、溶融炉傾動メタル（粒状）は200t）

② 溶融炉傾動メタル（塊状） 1t

③ 溶融炉底メタル（塊状） 3t

※増減が生じる場合があるが、全量引き取るものとする。

(4) 契約（売払）期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 廃棄物焼却処理過程で発生する金属等の買受実績を有すること。

(4) 入札参加資格確認申請書の送付以前に、千葉市新港清掃工場において売払品を目視で確認すること。確認期日については、事前に契約事務担当者と調整すること。

3 契約事務担当課

〒261-0002

千葉市美浜区新港226番地1

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設維持課新港清掃工場

電話：043-242-3367

Email：shimminato.ENR@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等及び質問書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に必要事項を記入の上、本

市が必要とする書類を添付して提出すること。

(1) 配布場所等 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「物品」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

ア 質問書

公告の日の翌日から令和2年2月13日(木)午後4時まで前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出のこと。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

イ 入札参加資格申請書等

公告の日の翌日から令和2年2月13日(木)までに前記3の契約事務担当課に提出すること。持参の場合は土曜日、日曜日及び休日を除く午前10時00分から午後4時00分までとし、郵送の場合は令和2年2月12日(水)午後4時00分までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和2年2月13日(木)午後4時00分までに前記4(1)の当事業の箇所よりダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和2年2月27日(木)午前11時00分

(2) 入札及び開札の場所 千葉市新港清掃工場 4階大会議室

(3) 入札方法

ア 入札は、持参により行う。(郵送する場合は、令和2年2月26日(水)午後4時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

イ 入札は、品目毎の単価に年間予定数量を乗じて得た額の合計である総価(推定総金額)により行う。

なお、この総価には、売払に必要な一切の費用を含めたものとする。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行い、商号及び件名を記入した封筒に入れ、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望総価の110分の100に相当する額を入札書に記載し、提出すること。

エ 入札の決定にあたっては、入札書に記載された単価を決定単価とし、決定単価に年間予定数量を乗じた金額の合計額に100分の10に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。

(4) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要(契約金額〔この契約により定められた契約単価に、予定売払数量を乗じて得た額の合計に、消費税及び地方消費税相当額を乗じた額を加算した金額をいう。〕の100分の10の金額の契約保証金又はこれに代わる保証等)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本件に係る予算が、議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。

(4) 詳細は、入札説明書による。